

IASB会議報告（第90回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第90回会議が、2009年4月22日から24日までの3日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。

今回の会議では、①金融危機対応（米国財務会計基準審議会（FASB）の改訂金融商品会計基準の検討及び国際会計基準（IAS）第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂）、②公正価値測定、③IAS第37号（引当金、偶発債務及び偶発資産）の改訂、④退職後給付、⑤保険会計、⑥経営者による説明（Management Commentary）、⑦廃止事業、⑧IAS第33号（1株当たり利益）の改訂、⑨中小規模企業のための国際財務報告基準（IFRS）（IFRS for SMEs）、⑩料金規制活動（rate regulated activities）、⑪株式報酬の改訂、⑫IFRS第1号（IFRSの初度適用）の改訂（石油ガス産業）及び⑬作業計画の見直しの検討が行われた。教育セッションはなかった。

IASB会議には理事14名が参加した（筆者は日本から、トム・ジョーンズ氏はいくつかのセッションに米国からビデオを通じて参加）。本稿では、これらのうち、①から⑨に関する議論の内容を紹介する。

1. 金融危機対応（FASBの改訂金融商品会計基準及びIAS第39号の改訂）

金融危機対応への一環として、IAS第39号の認識及び測定に関する会計処理の包括的見直しプロジェクトが進められている。ところが、2009年4月に開催されたG20の要請に基づき、急遽このプロジェクトを2009年末までに完成させることとされた（この見直しは、FASBとの共同プロジェクトである）。また、これに加えて、FASBが2009年3月17日に米国の金融商品会計基準の一部を改訂する公開草案を公表し、4月2日にその改訂を決定したことを受けて、FASBによる基準の改訂内容についても議論が行われた。ここでは、①FASBによる金融商品会計基準の改訂の内容に対するIASBでの検討の結果及び②IAS第39号の包括的見直しに関連して検討された償却原価モデルに関する議論を紹介する。

(1) FASBによる金融商品会計基準の改訂に対するIASBの対応

① 改訂の概要

FASBが2009年4月に改訂した金融商品に関する会計基準には、次のものがある。

- (a) 公正価値測定に関する米国財務会計基準書（SFAS）第157号（公正価値測定）に対する追加的ガイダンスを示すための新たなFASBスタッフポジション（FSP）
（FSP FAS157-4：資産又は負債に係るボリューム及び活動レベルが大きく低減した場合の公正価値の決定及び通常ではない取引の識別）

- (b) 上場企業の中間財務報告（米国の場合は四半期報告書）において、金融商品の公正価値に関する開示を求めている新たなF S P（FSP FAS107-1 and APB 28-1：金融商品の公正価値に関する中間開示）
- (c) S F A S 第 1 1 5 号（特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理）における有価証券の一時的でない減損（other-than-temporary impairment; OTTI）の取扱いをより明確化し財務諸表における一時的でない減損の表示を改善するためのF S P（FSP FAS 115-2 and FAS 124-2：一時的でない減損の認識及び表示）

② I A S Bの対応

I A S Bは、これらの改訂内容をI F R Sに反映すべきかどうかについて議論を行った。上記(a)及び(b)については、公正価値測定プロジェクトで議論が行われ、(c)については本プロジェクトで議論が行われた。

今回の議論の結果、I A S Bは、S F A S 第 1 5 7 号の追加ガイダンス(上記(a))及び中間財務報告における金融商品の公正価値に関する開示の拡充(上記(b))という2つの改訂については、① I A S Bが公表予定の公正価値測定の公開草案にF S Pの改訂内容を反映すること及び② I A S 第 3 4 号（中間財務諸表）を改訂して、金融商品の公正価値に関する開示を中間財務諸表でも求める改訂を行うことを暫定的に合意した（議論の詳細については、「2. 公正価値測定」を参照）。

S F A S 第 1 1 5 号における負債証券の一時的でない減損に関する改訂（上記(c)）については、議論の結果、I A S 第 3 9 号を改訂しないことが暫定的に合意された。以下では、その議論の経緯を紹介する。

一時的でない減損への対応に関しては、短期的にI A S 第 3 9 号を米国会計基準に合わせて改訂すべきであるという意見やそうすべきではないといった多くの意見が寄せられた。また、2008年10月のI A S 第 3 9 号の再分類に関する改訂時にI A S Bがデュー・プロセスを遵守しなかったことを懸念して、どのような改訂もデュー・プロセスに従って行われるべきことが強く要望された（F A S Bが今回行ったような短期間の公開を望む声は少なかった）。また、既に触れたように2009年4月に開催されたG 2 0の会合では、I A S Bに対して、金融商品に関する会計基準の見直しを2009年末までに完成するよう要請が行われている。このような状況を総合的に勘案し、負債証券の一時的でない減損に関するF S Pの内容を反映するためのI A S 第 3 9 号の改訂は行わず、この問題は、2009年末までに行うI A S 第 3 9 号の改訂の中で検討することが暫定的に決定された。ここで、負債証券の一時的でない減損をどのように認識するか及びその財務諸表での表示に関するガイドラインを示しているS F A S 第 1 1 5 号に関するF S Pについて簡単に触れておく。

③ 負債証券の一時的でない減損に関するF S Pの内容

一時的でない減損の発生時の処理

負債証券について一時的でない減損が発生したときには、当期利益で認識される一時的で

ない減損額は、企業が当該負債証券を売却する意図があるか又は負債証券の償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に負債証券を売却することを求められる可能性が50%超であるかどうかによる。

(a) 企業が負債証券を売却する意図があるか又は負債証券の償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に負債証券を売却することを求められる可能性が50%超である場合には、一時的でない減損（投資の償却原価ベースと貸借対照表日の公正価値の差額の全額）を当期利益で認識しなければならない。

当期利益での認識額 = 投資の償却原価ベース - 公正価値

(b) 企業が負債証券を売却する意図がないか又は負債証券の償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に負債証券を売却することを求められる可能性が50%超でない場合には、一時的でない減損は、①信用損失を表す金額と②それ以外のすべての要素に関連する金額に二分しなければならない。

① 信用損失に関連する一時的でない減損 (= 償却原価ベース - 回収されると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値) : 当期利益で認識

② それ以外のすべての要素に関連する一時的でない減損 (= 償却原価ベース - 公正価値 - 信用損失) : OCIで認識 (税引後)

従前の償却原価ベースから当期利益で認識された一時的でない減損を控除した額が、当該投資の新しい償却原価ベースとなる。また、新償却原価ベースは、その後の公正価値の回復によって調整してはならないが、アクリーション又はアモチゼーションがなされた場合には、調整を行わなければならない。

一時的でない減損の認識時以降の処理

一時的でない減損が認識された以降の処理は、保有カテゴリによって次のとおりとなる。

(a) 売却可能に区分される負債証券

当初認識後の公正価値の増加及び減少は、OCIで認識しなければならない。

(b) 満期保有目的に区分される負債証券

一時的でない減損の認識時以降は、新償却原価ベースと回収されると見込まれるキャッシュ・フローの差額は、現行ガイダンスに従って、金利として、増額しなければならない。企業は、負債証券の満期までの期間に渡って回収されると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値を、継続的に見積もらなければならない。OCIで認識された一時的でない減損は、負債証券の残存期間にわたって、OCIから負債証券の償却原価を増額するよう振り替えなければならない（この振替は、当期利益には影響しない）。

(2) 金融商品会計基準の包括的見直し

① 議論の背景

2008年3月に金融商品会計基準の複雑性を低減するための提案を、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減 (Reducing complexity in reporting

financial instruments)」として公表し、その後9月中旬までに受領したコメントの分析をした上で、2008年11月に、IAS第39号の認識及び測定基準を見直すプロジェクトが新たに提起された。

2009年3月のFASBとの合同会議では、両者の金融商品に関する会計基準を共通の会計基準で置き換えることとし、新基準は、現在の基準よりは、利用者の意思決定有用性を大きく改善するものとする、さらに、基準の簡素化をも図ることが暫定的に合意されている。そして、新会計基準の候補となる可能性のある測定方法として、次の3つを検討することが暫定的に合意された。

- (a) 公正価値 (SFAS第157号 (公正価値測定) における出口価格)
- (b) 割引キャッシュ・フローに基づく再測定方法 (割引キャッシュ・フロー法に基づくもの)
- (c) 償却原価

このような議論を行っていたところ、2009年4月に開催されたG20の会合では、IASBとFASBに対して、2009年末までにこのプロジェクトを完成させることが要請され、プロジェクトのスピードアップが図られることとなった。

これらを受けて、今回は、①今後の作業予定及び②3つの測定候補のうちの償却原価モデルを取り上げ、その償却法及び減損について議論が行われた。

② 今後の作業予定

今後の予定として、G20からの要請を満たすために、新会計基準で取り上げる測定方法を2009年7月にも決定し、9月頃を目途に公開草案を公表することが示された。なお、測定候補のうち、FASBのボードメンバーが推薦している「割引キャッシュ・フローに基づく再測定方法 (割引キャッシュ・フロー法に基づくもの) (上記(b)) の概要を理解するために、教育的な目的の臨時のIASB会議が2009年5月5日に開催され、そこでは、このモデルを理解し、さらに、場合によっては、測定方法として採用するために、どのような論点を更に検討すべきかについて議論が行われた。

③ 償却原価モデル

今回は、償却原価モデルの考え方の概要が示され、実効金利を用いたアモチゼーションを適用する際に検討しなければならない論点が提示された。また、償却原価モデルを採用すれば、金融資産の減損を測定しなければならないが、その場合には、①発生損失モデル (incurred loss model)、②期待損失モデル (expected loss model) 及び③公正価値に基づくモデル (fair value based model) の3つがあることが示され、それぞれの内容が議論された。

今回は、結論を出すことが目的とされていなかったが、発生損失モデルと期待損失モデルについて、両者の差異、測定目的及び表示などについて更にスタッフに検討することが指示された。

2. 公正価値測定

今回は、①FASBが2009年4月に改訂したSFAS第157号の市場の流動性が低下した場合に関する追加的ガイダンス（FSP FAS157-4：資産又は負債に係るボリューム及び活動レベルが大きく低減した場合の公正価値の決定及び通常ではない取引の識別）、②同じくFASBが上場企業の間接財務報告において、金融商品の公正価値に関する開示を求めている新たなFSP（FSP FAS107-1 and APB 28-1：金融商品の公正価値に関する中間開示）及び③参照市場（reference market）の3点に関して議論が行われた。

(1) SFAS第157号の追加ガイダンス（市場の流動性が低下した場合）

FASBが2009年4月に公表したこのFSPでは、①資産又は負債に係るボリューム及び活動レベルが大きく低減した場合にSFAS第157号に基づいてどのように公正価値を決定するか及び②取引が通常ではない状況の識別に関するガイダンスが追加されている。

今回の議論では、関係者から受領したコメントを基に、このFSPの内容が、IASBの専門家グループが2008年10月に公表した「活発でなくなった市場における金融商品の公正価値の測定と開示（Measuring and disclosing the fair value of financial instruments in markets that are no longer active）」とほぼ同じかどうか議論された。議論の結果、両者は実質的に同じであるとされ、2009年5月にも公表予定の公正価値測定に関する公開草案の中に、このFSPの文言をできるだけそのまま追加することが暫定的に合意された。

(2) 中間財務諸表における金融商品の公正価値開示の拡充

FASBが公表した中間財務諸表における金融商品の公正価値の開示に関するFSPでは、年度末と同じ情報の開示を中間財務諸表においても求めることとしている。今回、これに合わせて、IAS第34号を改訂するかどうか議論された。

議論の結果、年度末の財務諸表で求められている次のような開示を中間財務諸表でも求めることとし、これを2009年5月にも公開予定の公正価値測定に関する公開草案の中に含めることが暫定的に合意された。

- (a) 公正価値で測定される金融商品に関しては、IFRS第7号（金融商品：開示）によって求められている年度末と同じ開示を求める。
- (b) 公正価値で測定されていない金融商品に関しては、それらの公正価値の開示を含め、IFRS第7号によって求められている年度末と同じ開示を求める。
- (c) 非金融資産及び非金融負債に関しては、IAS第34号で求められている以上の追加開示は求めない。

なお、SFAS第115号では、主要な有価証券の「タイプ（持分証券、米国財務省等が発行した負債証券、社債など）」ごとに公正価値の開示を求めているが、IFRS第7号で

は、金融資産及び金融負債の「種類 (class)」ごとの開示を求めている開示の仕方が同じではないが、これについて変更しないことが確認された。なお、I F R S 第7号では、「種類」に関して、企業に対して、開示される情報の性質にとって適切で、かつ、金融商品の特徴を考慮して、金融商品を種類にグループ化しなければならないとしている。このように、「種類」は、企業が決定するものとされており、I A S 第39号で定めている4つのカテゴリー（公正価値で測定され損益で認識される金融資産又は金融負債、満期保有投資、貸付金及び債権、及び売却可能金融資産）とも異なるものである。

(3) 参照市場

公開草案のドラフト作成中に明確化する必要が生じた問題として、参照市場 (reference market) の問題が取り上げられた。参照市場とは、企業がアクセスできる最も有利な市場 (most advantageous market) を指している、公正価値は、この最も有利な市場のものを採用することとされている。今回、公開草案中の文言では、どのような場合に主要な市場 (principal market) を参照すべきかが明確ではないのではないかとの指摘を受けて、議論が行われた。

議論の結果、最も有利な市場に関する現在の表現で十分明確であるとされ、次のような表現を維持することが確認された。すなわち、最も有利な市場とは、報告企業が、資産又は負債のために通常取引を行う市場である。反証がない限り、主要な市場において資産を売却することができ、負債を譲渡できる場合には、企業は、資産又は負債の主要な市場が最も有利な市場であるとみなすことができる。

3. I A S 第37号の改訂

今回は、①最終基準に含めるべきガイダンスの範囲、②負債の測定ガイダンス及び③リストラ活動に関する開示についての議論が行われた。

(1) 最終基準に含めるべきガイダンスの範囲

このプロジェクトでは、2005年6月に公開草案を公表してから時間が経過しているため、公開草案で提示した改訂事項を中心に、これまでに合意に達した事項のみを最終基準化すべきとの提案がスタッフから行われ、議論が行われた。議論の結果、正式な票決はなされなかったが、ほぼこれに沿って、2009年下半期でのプロジェクトの完成を目指してドラフト作成作業が開始されることになる予定である（再公開が必要かどうかは将来検討される）。なお、現在議論している、認識、測定及び開示に関する規定が、訴訟に関連する負債に合わせるため改訂する必要があるかどうか、また、求償権 (reimbursement right) の測定のためにガイダンスの追加が必要かどうかについては、2009年6月に議論される。

(2) 負債の測定ガイダンス

スタッフから公開草案を基にした負債の測定ガイダンス案の一部が示され、これに基づいて、ガイダンスの適切性について議論が行われた。

これまでの議論では、負債は、企業が期末に現在債務から解放されるため（すなわち、負債を決済するか又は第三者に譲渡する）に合理的に支払うであろう金額で測定するとされてきた。そして、多くの場合、観察可能な市場の証拠が存在しないため、負債の金額は見積もらなければならない、その際には、3つのビルディングブロックを考慮することとされている。それは、①負債を履行するために見込まれる将来キャッシュ・フロー、②貨幣の時間価値及び③将来キャッシュ・フローに関する不確実性の効果（リスクプレミアム）である。

この見積りに関して議論が行われ、議論の結果、期待キャッシュ・フローに対して自動的にリスク調整を行うべきではなく、将来キャッシュ・フローの不確実性が、企業が期末に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額に影響する場合にのみ、リスク調整が要求されるべきであるとするのが、暫定的に合意された。

また、資産除去債務のようなサービスを提供しなければならない義務の測定に当たり、3つのビルディングブロックをどのように適用するかについても議論が行われた。議論の結果、測定に用いられるべき適切なキャッシュ・フローは、企業が、自らに代わってサービスを引き受けてくれる契約相手に合理的に支払うであろう金額とすべきであることが暫定的に合意された。また、サービスに対する効率的な市場が存在しない場合には、企業は、企業自らが当該サービスを第三者から引き受けて実行する際に賦課するであろう金額を見積もることによって、契約相手に合理的に支払うであろう金額を見積もることができることが暫定的に合意された。後者の見積金額には、企業が債務を履行するために生じると見積もる費用及び当該債務に内在するサービスを提供するために企業が求めるであろう補償を含むことになる。

(3) リストラ活動に関する開示

リストラ活動に関する開示を拡充することについては暫定合意がなされていたが、その詳細な内容について合意が形成されていなかったため、開示を求める内容について議論された。

議論の結果、次の開示を求めることが暫定的に合意された。

- (a) 予想される活動をもたらす事実及び状況と予想される完成日を含むリストラ活動の記述
- (b) 影響を受ける報告セグメントごとに、当該活動との関連で発生すると予想される費用の総額、当該期に発生した金額、及び報告日までに発生した累計額
- (c) 経済的便益の結果的な流出の予想されるタイミング

このほか、企業が初めてリストラ計画を導入又はリストラによって影響を受ける関係者にその主要な特徴を通知した事業年度に、さらに、その後リストラが完了するまでの各事業年度に、リストラ活動に関する開示を求めることについても暫定的に合意された。

4. 退職後給付

今回は、①給付建債務 (defined benefit obligation) 及び制度資産 (plan asset) の変動に関するこれまでの暫定合意の確認及び②管理費用の取扱いについて議論が行われた。なお、今回で、認識及び表示に関する議論は終了したので、今後は開示及び経過措置に関する議論が行われる予定である。

(1) 給付建債務及び制度資産の変動の会計処理

これまでの議論で、給付建負債 (又は資産) の純額の変動は、その発生時に当期利益で認識すると共に、次に示す3つの構成要素に分け、包括利益計算書上で区分して表示することが暫定的に合意されている。(下記(a)及び(b)は包括利益計算書上で表示する以外に注記で開示することも選択できる)

(a) 勤務費用 (service costs)

(b) 給付建債務の金利費用

(c) 給付建債務のその他 (金利要素以外) の変動及び制度資産の変動から構成される再測定 (税引後)

また、制度変更に伴って生じる過去勤務費用のうち権利が確定していないものについても、その発生時に全額を当期利益で認識することが暫定的に合意されている。

今回、下記に示すコメントの分析を踏まえて、改めて、上記の2つの暫定合意を見直す必要があるかどうかについて議論が行われた。

ディスカッション・ペーパーに対して受領したコメントでは、非常に多くのコメントが、制度資産及び給付建債務の変動のすべてを、それらが生じた期間において認識するという予備的見解を支持していた。しかし、一部のコメントでは、次のような点に対して反対意見が示された (IASBの見解は点線の後に表示している)。

(a) 財務諸表の表示プロジェクトが完了するまで即時認識に関する結論を出すべきではない。また、近い将来、年金プロジェクト全体の見直しが予定されている現時点で、現行会計処理を変更すべきではない。・・・年金会計の議論が、財務諸表の表示プロジェクトによって遅延しないようにするために、このプロジェクトで、退職後給付に関連する損益の表示に関する問題を議論することが決定されている。また、将来の年金プロジェクトは着手時期及び検討範囲についてまだ何も決定され得ていない。

(b) 給付建債務及び制度資産の測定に関する論点を扱う前に、認識及び表示の論点だけを切り離して扱うべきではない。・・・数理計算上の差異の未認識や遅延認識は、年金会

計の基本部分ではなく、切り離して処理が可能である。

- (c) 年金は長期にわたる負債であり、年金負債に関連するボラティリティには、短期項目のボラティリティとは異なる処理を認めるべきである。・・・将来の利得及び損失が過去の利得及び損失を相殺するという保証はない。即時認識は、透明で理解が容易な情報を提供し、利用者の意思決定に有用な情報を提供する。

議論の結果、上記2つの暫定合意が改めて確認された。

(2) 管理費用

現行 I A S 第 1 9 号（従業員給付）では、管理費用を、①制度資産の収益、又は、②給付建債務の見積りに用いられる保険数理上の仮定に含めて処理することを認めている。これを上記(1)の3つの構成要素への分解表示と関連させると、制度資産に関連する管理費用は、再測定の構成要素として税引後で、給付建債務に含まれる管理費用は、勤務費用の中で処理されることになる。このように制度資産に関連するか給付建債務に関連するかで包括利益計算書上での管理費用の表示が異なることになる。

議論の結果、管理費用が、制度資産の（投資の）管理に関連し、かつ、給付約定が当該制度資産の収益（リターン）に依拠しないものでない限り、管理費用を給付建債務に含めることが暫定的に合意された。この結果、制度資産の管理に関連し、かつ、給付約定が当該制度資産の収益（リターン）に依拠する管理費用は、制度資産の収益に含められる（控除される）。

5. 保険会計

今回は、①当初認識後の測定を含むマージンの測定、②新契約費及び③保険契約者の行動について議論が行われた。

(1) これまでの議論のまとめ

これまで5つの保険負債の測定アプローチのモデルが提示され、検討されてきた。それらの特徴は次のとおりであり、そのうち、候補5を除く測定モデルの概要をまとめると別表のとおりである。

- (a) 候補1：ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」において提案されている現在出口価値
- (b) 候補2：リスク負担のコストを反映するリスク・マージンのみを含む現在履行価値
- (c) 候補3：候補2のリスク・マージンに契約時に保険料に合わせて較正された別個の追加マージンを加えた現在履行価値
- (d) 候補4：契約開始時に保険料に合わせて較正された単一のマージンを含む現在履

行価値（すなわち、候補3に類似するが、マージン要素を2つに分離せずマージン全体を1つのものとして捉える）

(e) 候補5：未経過保険料（短期契約の責任準備金についてのみ）

アプローチ	候補1		候補2	候補3	候補4
測定目的	出口概念			履行概念	
特徴	現在出口価値		現在履行価値 保険者がリスク負担に対して要求するものを反映するリスク・マージンを含む	現在履行価値 保険者がリスク負担に対して要求するものを反映するリスク・マージンに加えて追加的な別のマージンを含み、契約時に保険料で較正される	現在履行価値 契約時に保険料で較正された単一のマージンを含む
マージンの構成要素	リスク・マージン	サービス・マージン	リスク・マージン (サービス・マージンなし)	リスク・マージン (サービス・マージンなし) 追加(残余)マージン	複合マージン
当初認識時 (契約当初) のマージン (初日損益 の認識)	Yes 差額を純利益で認識する	No 別の明示的な調整として認識する	Yes 差額を純利益で認識する	No 契約時にマージン全体を保険料で較正する	No 契約時にマージン全体を保険料で較正する

(2) マージンの測定

今回は、候補1（ここでは、初日損益を認識しないモデルを指している）、3及び4に絞って、マージンに関する議論が行われた。なお、ディスカッション・ペーパーでは、マージンの2つの要素を次のように区分している。

- (a) リスク・マージン：リスク・マージンの目的は、将来キャッシュ・フローを伴った不確実性についての意思決定に有用な情報を財務諸表利用者に提供することである。このリスク・マージンは市場参加者がリスク負担に対して要求する対価の見積りである。
- (b) サービス・マージン：もし市場参加者によって要求される場合、このサービス・マージンはリスク負担以外のサービスを提供することに対して要求する対価である。

今回暫定合意に達したのは、保険契約の当初認識時の測定が初日の損失（day-one loss）となる場合には、保険者は当該初日の損失を損益として認識すべきであるという点だけである。それ以外に、次の点が議論されたが、いずれもボードメンバーの意見がほぼ半々に分かれたため合意には達しなかった。

- (a) いずれのモデルも、そこに含まれるリスク・マージンは区分され、毎期末に見直されるべきかどうか。候補4は、リスク・マージンを区分せず、その他のマージンの構成要素（例えば、サービス・マージン）と共に複合マージンとして認識し、当初認識後は、再測定を行わないというモデルなので、リスク・マージンを毎期末に再測定するという原則を採用すると、候補4は、除外されることとなる。候補1及び3は、リスク・マージンを区分すると共に、毎期末に再測定するモデルである。
- (b) 履行概念のモデルにおいて、サービス・マージンを明示的に分けるかどうか。候補1で

は、出口価値概念を用いているため市場で得られる情報からサービス・マージンを分離できるとされている。しかし、現在履行価値概念は、満期までに渡って保険者が保険契約者に対して有する義務を履行するための費用の期待現在価値と定義されるため、この定義には、リスク・マージンは当然含まれるが、サービス・マージンが明確に含まれるとは言えない。候補3では、サービス・マージンは、実際の取引価格との差額として追加（残余）マージンの一部に含まれていると考えられ、候補4では、複合マージンの中に含まれていると考えられる。しかし、候補3及び4の場合、観察可能な市場がないことから、サービス・マージンを区分することは困難だと推定される。

- (c) 各候補に含まれるすべてのマージンは、保険負債以外の負債として、保険負債から分離するのではなく、保険負債の一部として表示するかどうか。例えば、候補3及び4の場合、サービス・マージンは、現在履行価値概念の定義を満たさない可能性があり、満たさない場合には、保険負債として表示することが適切かどうかという議論がある。スタッフからは、サービス・マージンを分離することが実務上難しいので、これを含めた全体を保険負債として表示することが提案された。

(3) 新契約費

新契約費を契約当初の費用として処理するか、資産として認識するかという会計処理に関する論点が議論された。

議論では、次の2つの例が示され、契約A及びBで、出口価値又は履行価値のどちらで捉えても保険負債が同額となると考えるかどうかボードメンバーに問われた。

契約A：保険者Aは、CU100の一時払保険料を契約開始時に受領する契約Aを発行し、新契約費がCU4発生する。キャッシュ・フローの期待現在価値はCU90である。保険者Aは、ブローカー及び直接の営業部隊を使用する。

契約B：保険者Bは、CU97の一時払保険料を契約開始時に受領する契約Bを発行し、新契約費がCU1発生する。キャッシュ・フローの期待現在価値はCU90である。契約条件、リスク・プロファイル及びサービシングの労力は、契約Aと同一である。保険者Bは、契約の販売にインターネットを使用する。

この設例で、もし、両契約の当初認識時の保険負債の測定額が同額となると考える場合には、その測定値はCU96となり、新契約費を回収する原資となる保険料の一部（契約Aの場合CU4、契約Bの場合CU1）は、保険負債の当初測定から除外される。保険者は、発生した新契約費（契約Aの場合CU4、契約Bの場合CU1）を費用として認識し、保険負債に含まれない保険料が収益（revenue）又は損益（gain or loss）として認識されることになる。

議論の結果、契約当初では、保険負債額は、いずれの契約でも同額となるべきである点が暫定的に合意された。また、この結果、新契約費を回収する部分に該当する保険料（契約Aの場合CU4、契約Bの場合CU1）は、契約当初時に、損益（gain or loss）としてではなく、収益（revenue）として認識すべきことも暫定的に合意された。また、ここで新契約費

とは、保険契約を発行するためにかかる増分費用（保険者が保険契約を発行しなければ発生しないであろう費用）を指し、その他の費用を含まないと定義される。

(4) 保険契約者の行動

保険契約の中には、保険者が、保険契約者に対して、保険料の支払を強制することができないものがあり、この場合には、そのような保険者が支配していない将来の保険料支払いを保険負債の測定に当たり、含めるべきかどうかという問題がある。今回は、この問題に関する今後の議論のための論点の整理が行われた。そのため、暫定合意に達した事項はない。以下では、ここでの論点を簡単にまとめることとする。

保険契約者が契約期間中に保険料の支払いを止めれば、保険契約者は保険契約により提供される補償を失う。一方、保険者は、保険契約者に対して保険料の支払いを強制できないが、保険者は多くの保険契約者が実施中の契約を継続するために保険料を支払い続けると期待する。それは初期の段階での低い解約返戻金やよりよい積立利率などのインセンティブを通じて保険者によりしばしば奨励される。そして、保険契約者が保険料を支払い続けることを決定した場合、保険者は保険料を受け取り、契約上の保険カバーを継続する義務がある。

ディスカッション・ペーパーでは、このような保険契約の特徴を踏まえて、不利な契約及び被保険権利を保証する契約からの保険料は、保険契約者側に支払いを続けるインセンティブがあるため、継続的に支払われると見て、保険負債の測定に含めるべきとしている。このように、保険契約者に保険料の支払いを強制できない場合、保険者は、どのような条件を満たす場合に、将来の保険料の支払いを保険負債の測定に含めるべきかが論点である。すなわち、保険契約から生じる次のいずれの項目（特に、(b)と(c)）を契約の一部として保険契約負債の測定に含めるべきかに関して、今後議論を行うことが予定されている。

- (a) 保険者が支払いを強制できる継続払い保険料を契約上のキャッシュ・フローに含めることに議論の余地はない。
- (b) 保険者が継続払い保険料を強制できない場合であっても、不利となった契約から生じる継続払い保険料を契約の一部として負債の測定に含めることも議論の余地がないように思われる。
- (c) 保険者が支払いを強制できない場合で、かつ、不利でもないときに、将来の継続払い保険料を含めるかどうかはあまり明らかではない。

6. その他

(1) 経営者による説明

今回、経営者による説明に関する公開草案のドラフト案が提示され、議論が行われた。こ

の公開草案は、最終的に I F R S となるものではなく、強制力のない指針として機能することが意図されている。すなわち、経営者による説明の内容は、各国の規制当局などが決定するが、経営者による説明を準備し、それを表示する際に従うべき枠組みを提供しようとしている。そこで用いられる表示のための枠組みは、I F R S に関する概念フレームワークと首尾一貫性のあるものである。2009年6月に公開草案の公表が予定されている。

(2) 廃止事業

2008年9月に I F R S 第5号（売却のために保有される非流動資産及び廃止事業）の改訂のための公開草案が公表され、米国会計基準とのコンバージェンスを図るため、廃止事業の定義及び開示の見直しを提案している。今回は、2009年1月までのコメント期間に受領したコメントの分析及び今後の検討の方向についての議論が行われた。

議論の結果、取得時に売却のために保有するという区分に分類される規準を満たすビジネスを除き、包括利益計算書上での廃止事業の区分表示をやめるべきか否かについて財務諸表の利用者の意見を聞いた上で、改めて検討することがスタッフに指示された。もし、この方向で改訂されれば、廃止事業に関する情報は、財務諸表の注記で開示されることになる。

(3) I A S 第33号（1株当たり利益）の改訂

2008年8月に公表された1株当たり利益の計算を簡素化し、米国会計基準とのコンバージェンスを図るための I A S 第33号の改訂公開草案に対して受領したコメントの分析及びそれに関連する議論が行われた。

議論の結果、F A S B との間で進めているMOUプロジェクトなど他のプロジェクトを優先的に進めるため、スタッフに対して、2009年末までに、いつ受領したコメントの詳細な分析をするのが適切かについて検討することが指示された（これは、実質的にこのプロジェクトを一時停止することを意味する）。

(4) 中小規模企業のための I F R S

この I F R S の名称を巡っては、いろいろな議論があり、2009年3月には、「公的説明責任のない企業のための I F R S (IFRS for non-publicly accountable entities)」という名称は、各国の会計基準設定主体からの推奨を受けた名称であるが、名称中に「non」という否定的な表現が含まれているなどから、見直すこととされていた。各国の会計基準設定主体とも改めて相談した上で、最終的に、「中小規模企業のための国際財務報告基準 (IFRS for Small and Medium-sized Entities: IFRS for SMEs) とすることが決定された。

以上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。